

○国土交通省令第 号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第十八号）附則第十四条の規定に基づき、並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）を実施するため、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のも
のは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に
掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄
にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄
にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(資金の貸付け等の認可)</p> <p>第一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「法」という。）第十三条第四項の規定により同条第二項に規定する業務を行うことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 交付金の用途</p> <p>二 交付金の額</p> <p>三 交付予定期日</p> <p>四 その他必要な事項</p> <p>2 機構は、法第十三条第四項の規定により同条第三項に規定する業務を行うことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項第二号若しくは第五号から第八号までに掲げる事項又は前項第一号若しくは第四号に掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(契約方式)</p> <p>第五条 法第二十三条の国土交通省令で定める方法は、一般競争入札の方法に準じた方法とする。ただし、次に掲げる場合には、随意契約による方法とすることができる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 契約が、法第二十一条第一項の規定により機構が投資した事業（法附則第九条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭</p>
改正前	<p>(資金の貸付け等の認可)</p> <p>第一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「法」という。）第十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 機構は、前項第二号又は第五号から第八号までに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(契約方式)</p> <p>第五条 法第二十三条の国土交通省令で定める方法は、一般競争入札の方法に準じた方法とする。ただし、次に掲げる場合には、随意契約による方法とすることができる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 契約が、法第二十一条第一項の規定により機構が投資した事業（法附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭</p>

和六十一年法律第九十号。次号において「旧事業団法」という。）
第二十七条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団（次号において「事業団」という。）が投資した事業及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十六条の規定による改正前の法（次号において「改正前債務等処理法」という。）第二十一条第一項の規定により日本鉄道建設公団（次号において「公団」という。）が投資した事業を含む。）であつて日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号。次号において「令」という。）第六条第三号に掲げるものを経営する者にその投資の目的を達成するため必要な土地を貸し付けることを目的とする場合

七 (略)

八 契約が、土地の貸付けを目的とする場合であつて、その内容が法第十三条第一項及び第二項に規定する業務の確実かつ円滑な実施を妨げないものであり、かつ、その貸付期間が一年を超えないとき。

2 九〇十八 (略)

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例)
第七条 機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項のうち法第十三条第一項から第三項までに規定する業務（次条において「特例業務」という。）に係るものは、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 法第十三条第三項の資金の交付に関する事項

七 (略)

2 (略)

和六十一年法律第九十号。次号において「旧事業団法」という。）
第二十七条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団（次号において「事業団」という。）が投資した事業及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十六条の規定による改正前の法（次号において「改正前債務等処理法」という。）第二十一条第一項の規定により日本鉄道建設公団（次号において「公団」という。）が投資した事業を含む。）であつて日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号。次号において「令」という。）第六条第三号に掲げるものを経営する者にその投資の目的を達成するため必要な土地を貸し付けることを目的とする場合

七 (略)

八 契約が、土地の貸付けを目的とする場合であつて、その内容が法第十三条第一項及び第二項に規定する業務（以下「特例業務」という。）の確実かつ円滑な実施を妨げないものであり、かつ、その貸付期間が一年を超えないとき。

2 九〇十八 (略)

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例)
第七条 機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項のうち特例業務に係るものは、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 (新設)

七 (略)

2 (略)

第八条 法第十三条第一項から第三項までの規定により特例業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）第九条第一項本文中「次に掲げる業務ごと」とあるのは、「次に掲げる業務ごと及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第二十七条第一項の特例業務について」とする。

附則

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例）

第三条 法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第七条第一項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一～三（略）

四 法附則第五条第一項第一号の助成金の交付に関する事項

五 法附則第五条第一項第二号の資金の出資に関する事項

六 法附則第五条第一項第三号の債権の出資に関する事項

七 法附則第六条第一項の利子補給金の支給に関する事項

八 法附則第七条第一項第一号の土地の取得に関する事項

九 法附則第七条第一項第二号の土地の処分に関する事項

十 法附則第七条第一項第三号の宅地の造成及び関連施設の整備並びに宅地及び関連施設の管理及び譲渡に関する事項

2 法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第八条中「特例業務が行われる場合」とあるのは「特例業務が行われる場合並びに法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合」と、「次に掲げる業務ごと及び」とあるのは「次に掲げる業務ごと

第八条 法第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）第九条第一項本文中「次に掲げる業務ごと」とあるのは、「次に掲げる業務ごと及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第二十一条第一項の特例業務について」とする。

附則

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例）

第三条 法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第七条第一項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一～三（略）

四 法附則第五条第一項の資金の貸付け又は助成金の交付に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2 法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第八条中「特例業務が行われる場合」とあるのは「特例業務が行われる場合並びに法附則第四条第一項及び第五条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合」と、「次に掲げる業務ごと及び」とあるのは「次に掲げる業務ごと並びに」と、「第二十一条第一項の特例業務」とあるのは「第

並びに」と、「第二十七条第一項の特例業務」とあるのは「第二十七条第一項の特例業務並びに同法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項に規定する業務」とする。

(機構の行う会社等への助成金の交付等の認可)

第五条 機構は、法附則第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

(削る)

一 法附則第五条第一項第一号に規定する助成金の交付の業務

イ 交付先

ロ 次に掲げる鉄道施設等(法附則第五条第一項第一号に規定する鉄道施設等をいう。以下この号において同じ。)の整備の別を明らかにした助成金の使途

第二十一条第一項の特例業務並びに同法附則第四条第一項及び第五条第一項に規定する業務」とする。

(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の認可)

第五条 機構は、法附則第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 無利子の資金の貸付けの業務

イ 貸付先

ロ 次に掲げる鉄道施設等(法附則第五条第一項に規定する鉄道施設等をいう。以下この項において同じ。)の整備の別を明らかにした貸付金の使途

(1) 北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社が行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であつて、国土交通大臣が告示で定めるもの

(2) 老朽化した鉄道施設等の更新その他旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社(以下この項において「会社」という。)の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備(①に掲げるものを除く。)

ハ 貸付金の額

ニ 貸付予定期日

ホ 貸付金の償還方法、償還期限及び据置期間

ヘ その他必要な事項

二 助成金の交付の業務

イ 交付先

ロ 次に掲げる鉄道施設等の整備の別を明らかにした助成金の使途

11 (1) 北海道旅客鉄道株式会社の輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備（当該会社又は鉄道施設等を当該会社に貸し付ける者が行うものであって、国土交通大臣が告示で定めるものに限る。）

(2) 老朽化した鉄道施設等の更新その他旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社（次条第一項第二号及び附則第七条第三号において「会社」という。）の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）

ハ、ホ（略）

12 法附則第五条第一項第二号に規定する資金の出資の業務

イ 出資先

ロ 出資金の用途

ハ 出資金の額

ニ 出資予定日

ホ その他必要な事項

13 法附則第五条第一項第三号に規定する債権の出資の業務

イ 出資先

ロ 出資する債権の内容及び価額

ハ 出資予定日

ニ その他必要な事項

2 機構は、前項第一号ロ若しくはホ、第二号ロ若しくはホ又は第三号ニに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。

3 (略)

(機構の行う利子補給金の支給の認可)

14 第六条 機構は、法附則第六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しな

11 (1) 北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社が行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であつて、国土交通大臣が告示で定めるもの

(2) 老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）

ハ、ホ（略）

(新設)

(新設)

2 機構は、前項第一号ロ、ホ若しくはへ又は第二号ロ若しくはホに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。

3 (略)

(新設)

なければならない。

- 一 支給先
 - 二 支給先と会社との間で締結した資金の貸付けに係る契約の内容及び締結日
 - 三 利子補給金の額
 - 四 支給予定期日
 - 五 その他必要な事項
- 2 機構は、前項第二号又は第五号に掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議するものとする。

(機構の行う会社の土地の取得の認可)

第七条 機構は、法附則第七条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 取得先
- 二 取得しようとする土地の所在地及び面積
- 三 前号の土地が、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継されたものであって、当該会社の事業の用に供されていないものであることを証する事項
- 四 取得の対価の額
- 五 前号の対価の支払の時期
- 六 取得予定期日
- 七 その他必要な事項

(特例業務勘定から建設勘定への繰入金金の精算)

第八条 機構は、法附則第八条第一項又は第三項の規定により法第二十

(新設)

(特例業務勘定から建設勘定への繰入金金の精算)

第六条 機構は、法附則第六条第一項又は第三項の規定により法第二十

七条第一項に規定する特例業務勘定（以下この条において単に「特例業務勘定」という。）から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第二項に規定する建設勘定（以下この条において単に「建設勘定」という。）に繰入れを行った場合において、精算の結果当該繰入金に剰余を生じたときは、速やかに、その剰余額を建設勘定から特例業務勘定に繰り入れなければならない。

七条第一項に規定する特例業務勘定（以下この条において単に「特例業務勘定」という。）から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第二項に規定する建設勘定（以下この条において単に「建設勘定」という。）に繰入れを行った場合において、精算の結果当該繰入金に剰余を生じたときは、速やかに、その剰余額を建設勘定から特例業務勘定に繰り入れなければならない。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則（昭和六十二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(経営安定基金の取崩しの承認の申請)</p> <p>第十二条 法第一条第一項に規定する旅客会社は、法第十二条第三項ただし書の規定により経営安定基金の取崩しの承認を受けようとするときは、経営安定基金の取崩しの金額及び期日並びにその理由を記載した申請書に当該旅客会社の純資産額が資本金、準備金及び経営安定基金の総額に満たなくなつたことを示す書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>(立入検査の証明書)</p> <p>第十四条 法第十五条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 法附則第十四条の国土交通省令で定める資産は、経営安定基金及び経営安定基金評価差額金(純資産の部に計上される経営安定基金の評価差額をいう。)とする。</p>
改正前	<p>(経営安定基金の取崩しの承認の申請)</p> <p>第十二条 法第一条第一項に規定する旅客会社は、法第十二条第三項ただし書の規定により経営安定基金の取崩しの承認を受けようとするときは、経営安定基金の取崩しの金額及び期日並びにその理由を記載した申請書に当該会社の純資産額が資本金、準備金及び経営安定基金の総額に満たなくなつたことを示す書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>(立入検査の証明書)</p> <p>第十四条 法第十四条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>

別記様式 (第十四条関係)

(表)

9センチメートル
号 第 _____ 宣職 _____ 氏名 _____
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会 社に関する法律第15条第2項の規定による 検 査 員 証
年 月 日 発 行 _____ 年 _____ 月 _____ 日 限 有 効
国士交通大臣 印

(裏)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律抜粋

第15条 国士交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第20条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

別記様式 (第十四条関係)

(表)

9センチメートル
号 第 _____ 宣職 _____ 氏名 _____
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会 社に関する法律第14条第2項の規定による 検 査 員 証
年 月 日 発 行 _____ 年 _____ 月 _____ 日 限 有 効
国士交通大臣 印

(裏)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律抜粋

第14条 国士交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第19条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則 (業務の特例に関する経過措置)</p> <p>第二条 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第四条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 法附則第十一条第一項第六号に規定する長期借入金の借入れに関する事項</p> <p>七 法附則第十一条第一項第七号に規定する長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払に関する事項</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第九条第一項第一号中「法第十七条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第一号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「法第十七条第一項第二号中「法第十七条第一項第二号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第二号に掲げる業務、法附則第十一条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務」と、同項第三号中「法第十七条第一項第三号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第三号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第四号中「法第十七条第一項第四号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第四号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務、同条第三項に規定する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち協定に係る業務」と、同条第二項第一号中「限る。」とあるのは「限る。」並びに法附則</p>	<p>附則 (業務の特例に関する経過措置)</p> <p>第二条 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第四条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 (新設)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第九条第一項第一号中「法第十七条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第一号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第二号中「法第十七条第一項第二号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第二号に掲げる業務、法附則第十一条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務」と、同項第三号中「法第十七条第一項第三号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第三号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第四号中「法第十七条第一項第四号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第四号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項に規定する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち協定に係る業務」と、同条第二項第一号中「限る。」とあるのは「限る。」並びに法附則第十</p>

則第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とする。

3 3 6 (略)

(償却資産の指定の特例)

第三条 機構の成立の際、債務等処理法附則第九条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設に係る資産(同項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(附則第七条第二項において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。))へ承継した債務に係る資産のうち機構が承継したものを除く。)は、第十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

(特例業務勘定繰入金見返負債)

第四条 建設勘定において、債務等処理法附則第八条第一項の規定により平成二十三事業年度において債務等処理法第二十七条第一項に規定する特例業務勘定(以下この条において単に「特例業務勘定」という。)から繰入金を受け入れた場合には、貸借対照表の負債の部に特例業務勘定繰入金見返負債の勘定科目を設けて、同科目に当該繰入金の額に相当する金額を計上するものとする。

2 3 (略)

4 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号)附則第八条の規定により建設勘定から特例業務勘定に繰入れ(債務等処理法附則第八条第一項の規定による繰入金に係る剰余額に係るものに限る。)を行った場合には、当該繰入金の額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額するものとする。

一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とする。

3 3 6 (略)

(償却資産の指定の特例)

第三条 機構の成立の際、債務等処理法附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設に係る資産(同項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(附則第七条第二項において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。))へ承継した債務に係る資産のうち機構が承継したものを除く。)は、第十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

(特例業務勘定繰入金見返負債)

第四条 建設勘定において、債務等処理法附則第六条第一項の規定により平成二十三事業年度において債務等処理法第二十七条第一項に規定する特例業務勘定(以下この条において単に「特例業務勘定」という。)から繰入金を受け入れた場合には、貸借対照表の負債の部に特例業務勘定繰入金見返負債の勘定科目を設けて、同科目に当該繰入金の額に相当する金額を計上するものとする。

2 3 (略)

4 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号)附則第六条の規定により建設勘定から特例業務勘定に繰入れ(債務等処理法附則第六条第一項の規定による繰入金に係る剰余額に係るものに限る。)を行った場合には、当該繰入金の額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則別記様式による証明書は、同条の規定による改正後の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則別記様式による証明書とみなす。